

都筑区公告第 50 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 5 月 21 日

横浜市都筑区長 佐々田 賢一



送達を受けるべき者の氏名又は名称	HSIEH CHIA CHEN 外3件
送達する書類	令和7年度賦課 令和6年度課税 市民税・県民税・森林環境税 2月随時 督促状
	令和7年度賦課 令和7年度課税 市民税・県民税・森林環境税 第4期 督促状
	令和7年度賦課 令和7年度課税 固定資産税 第4期 督促状
<p>(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。</p>	

